

第 5 回 長野市空家等対策協議会 議事録

- ・日 時 令和2年8月25日（火）
午後1時30分から
- ・場 所 長野市役所第一庁舎 4階会議室 141
- ・出席者 （委 員）中村委員、今村委員、宮野尾委員、勝山委員、中村委員、本保委員
小池委員、原品委員、加藤委員、宮尾委員、小林委員、（欠）寺内委員
（事務局）堀内課長、小林主幹、権田係長、市川主査、萩原主査

□第5回 長野市空家等対策協議会

~~~~~

#### 1. 開 会（事務局A）

只今より、第5回長野市空家等対策協議会を開会いたします。

本日の司会進行を務めます、建設部建築指導課長の堀内でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の日程でございますが、概ね15時30分を目途に協議、議事を済ませたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。なお、本協議会の事務局につきまして建設部建築指導課空き家対策室が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに事務局担当者の自己紹介をさせていただきます。

（各自自己紹介）

長野市では空家等対策を推進するにあたり、平成30年1月に長野市空家等対策計画を策定し、空き家化の予防や利活用、適正管理の促進、管理不全の解消、跡地の活用の五つの取り組み方針を定め、空家等対策の様々な取り組みを進めているところでございます。本協議会は空家等対策の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づき設置するもので、特定空家等への措置や対策計画の見直しのほか、空家等の利活用や関係団体との連携に関してご意見を伺っており、本日の協議会から二期目となるわけでございます。本日もご出席いただきました11名の皆様のほか、本日欠席された寺内委員を加えた計12名の皆様に協議会委員をお願いすることになりましたのでご協議の程よろしくお願い申し上げます。

なお本協議会につきましては、長野市附属機関等の設置及び運営等に関する指針の「懇談会等」に当たるため、皆様への委嘱書の交付はございませんのでご了承願います。また、本日の協議会には報道関係の方が出席されています。5の非公開議事に入るまでは、傍聴および撮影を許可したいと思っておりますので、委員の皆様におかれましてはご了承願います。

それでは協議会の開催にあたりまして、長野市長加藤久雄よりご挨拶申し上げたいと思います。

#### 2. 市長あいさつ

皆さん、こんにちは。長野市長の加藤でございます。それぞれの団体の皆様におかれましては、日ごろから長野市に対し多大なご協力をいただき感謝申し上げます。またお忙しい中ご出席をいた

だき御礼申し上げます。さらに第5回になります空家等対策協議会は、二期目ということになりますが、その中で皆様には委員をお引き受けいただきましたことを御礼申し上げたいと思います。本日お集まりの皆様には空き家バンクや空き家ワンストップ相談会等、様々な取り組みにお世話になっているわけでございます。また台風19号災害の際にも、被災者の皆様の相談等多大なご協力をいただいたことについて御礼申し上げたいと思います。

現在、長野市において約8千棟の空き家があるといわれており、その中でも危険空き家、まだまだ使用できる空き家等があるわけでございます。そういった中で新型コロナウイルスで、各地方が見直されてきているといわれている中で、空き家を貸したり売ったりしていただければ必ずそこに入るという状況が起きています。現在信更地区では、非常に熱心な方がいらして、貸すべき、売すべき空き家がないという、それほどの状態になっているという話も聞いております。ぜひ皆様のお力をいただきながら、対策すべき危険空き家に対して対処してくとともに、空き家を利活用することについてもお力をいただきたいというように考えております。様々な分野で皆様にお力をいただいて、そしてこの空き家対策、空家等対策協議会で機能されていきますようご祈念申し上げていきたいと思っております。ぜひともそれぞれの中で空き家をいかに活用するかというところでお力をいただきましてよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

### 3. 委員紹介

事務局A：続きまして次第第3の委員の紹介に移ります。本日ご出席の委員の皆様をご紹介させていただきます。

(各委員紹介)

皆様よろしくお願いいたします。

### 4. 会長・副会長の選出

事務局A：続きまして次第第4の会長・副会長の選出に移りたいと思います。お手元の参考資料2-1、長野市空家等協議会要綱をご覧いただきたいと思います。要綱第4第1項の規定に基づきまして、会長・副会長は委員の互選により選出していただきたいと存じます。委員互選にあたり、仮議長を事務局からご指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

よろしければ、仮議長には小林委員にお願いいたします。小林委員、仮議長席にて進行をお願いします。

仮議長：それでは仮議長を務めさせていただきます建設部長の小林です。よろしく申し上げます。

それではまず、会長を選出したいと思いますが、会長に立候補する方はいらっしゃいますか。

(なし)

それでは会長の推薦をいただきたいと思います。

委員A：本日欠席をされておりますが、一期目に引き続き、寺内委員にお願いしたらどうかと思いたすがいかがでしょうか。

(異議なし)

仮議長：ありがとうございます。ただいま会長には寺内委員が推薦されましたが、異議なしという声がありました。皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

仮議長：ありがとうございます。それでは会長は寺内委員にお願いしたいと思いたす。

続きまして副会長を選出したいと思いたすが、副会長に立候補される方はいらっしやいますか。

(なし)

いらっしやらないようなので、委員の方から副会長の推薦をいただきたいと思いたす。

委員B：副会長には勝山委員を推薦します。

(異議なし)

仮議長：ただいま勝山委員が推薦されましたが、異議なしという声も出されておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

仮議長：ありがとうございます。それでは副会長には勝山委員にお願いしたいと思いたす。

委員の皆様のご協力をいただき、おかげさまで会長・副会長の選任について無事終了することができました。

司会進行につきましては、事務局にお返しいたします。皆様ご協力ありがとうございました。

事務局A：ありがとうございました。それでは寺内委員には会長に、勝山委員には副会長にご就任いただきたいと思いたす。勝山委員には副会長席のほうにご移動をお願いします。

それでは選任されました勝山副会長のほうからご挨拶を頂戴したいと思いたす。よろしくお願いたします。

副会長：会長には寺内委員が選出されましたが、いらっしやらないので、私からひとことご挨拶させていただきます。

今回で二期目を迎えるわけですけれども、一期目で皆様のご意見をまとめて市政のほうに生かしていただきまして、様々な空き家の問題が少しずつですけれども解決してきていると思いたす。加藤市長のほうからお話でしたが、利活用の話がいろいろありましたが、特定空家等のことから利活用をどうしていったらいいかといったことが大きな命題となりますので、皆様のご協力を得ながら少しずつ前に進んでいけたらと思いたすので、よろしくお願いたします。

## 5. 議事

事務局A：ありがとうございました。ここで加藤市長ですが、別件公務のために退席とさせていただきます。

それでは、これより議事に入ります。再び参考資料2-1の協議会要綱をご覧いただきたいと思いたす。

まず、要綱第5第1項により、会長が会議の議長となるとしてあります。また、要綱第4第3項では、「副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、または欠けた時は、その職務を代理する。」とありますので、以降の議事進行につきましては勝山副会長にお任せしたいと存じます。また議事録

作成のため、議事の内容を録音させていただきますこと、併せましてご了解願います。

それでは勝山副会長、よろしく願います。

副会長：それでは、これからは私が司会を務めさせていただきます。会議が円滑に進みますよう、皆様のご協力をお願いします。

始めに、事務局から本日の資料の確認と議事の進行、会議の公開について説明をお願いします。

事務局B：それでは、議事の前に、お手元の資料の確認をお願いします。

事前に本日の次第、資料1と資料2-1、2-1まで、それから参考資料をお送りしております。

本日お手元には、空家等対策計画の冊子、空き家対策のパンフレットをお配りしています。

なお、市の封筒には非公開議事（2）の特定空家等の措置について入っております。

議事が終了しましたら、これについては回収いたしますので、元の封筒に戻していただくようお願いいたします。

本日の議事ですが、まず、長野市の空家等対策として、資料1から資料2-2までを一括事務局でご説明し、ご協議いただきます。そのあと、非公開議事として個人情報が含まれている（2）の特定空家等への措置をご協議いただきますのでよろしく願います。

また、議事録につきましては、事務局で作成し、次回の協議会までに委員の皆さまのご確認をいただきたいと存じます。よろしく願います。

本日、報道の方も見えておりますので、議事（2）につきましては、退席をお願いいたします。

副会長：ただいま事務局から説明がございましたが、本協議会は原則公開で行います。ただし、特定空家等への措置につきましては、個人情報が含まれておりますのが、非公開とします。

議事録については、事務局が作成し、次回の協議会までに、皆さんに内容を確認していただくとのことです。よろしく願います。

それでは、次第5「議事」に入りたいと思います。

始めに、（1）の長野市の空き家対策について、事務局から説明をお願いします。

事務局B：資料1の空家等対策協議会と対策のスケジュールについてから説明します。

まず、協議会の目的として、計画に基づき、特定空家等への措置の方針や、本計画の変更及び実施に関するもののほか、施策の実施に必要と認められる事項を協議するため、協議会を設置し懇談会形式で、意見を伺うものです。

この協議会の任期ですが、平成30年8月設立しております、本年8月から二期目となります。協議会の委員構成につきましては、先ほど課長よりご紹介させていただきましたので省略いたします。

次に2の空家等対策の推進における協議会の位置づけですが、まず左側に対策に取り組む市の関係部局の取組として相談対応、空き家の状況調査、特定空家等に対する措置、利活用や適正管理など空家等対策の実施などを行っています。

真ん中の、空家等対策推進プロジェクトチームの位置づけは、本市の関係部局間の連携や調整、特定空家等への勧告や命令などの措置に関する調整、空家等対策の実施に関することです。

なお、本協議会では、主に特定空家等への勧告や命令の実施に関する猶予期間や措置内容についてご意見を伺うほか、対策の実施に関し意見を伺うこととしております。なお、将来的に計画の見直しの際にも、ご意見をいただきます。

本日の協議会において、議事（2）で特定空家等への措置について説明いたしますが、ここで特定空家等について若干説明させていただきます。

まず、協議会での特定空家等への関わり方ですが、計画の31ページをご覧ください。  
ここでは、管理不全の空き家や特定空家等への対応について表で説明しています。  
地域からの相談等により、管理不全の空き家については、まず現地調査を行い、併せて所有者調査も実施することになります。

ここで、参考資料の1-1の条文も併せてご確認いただきたいのですが、法12条により、適正管理に向けた情報提供や助言を行うこととなります。この助言にも対応いただけない場合で、かつ、特定空家等の基準に合致する場合は、法14条第1項の助言、指導を行うこととなります。

この助言指導にも対応いただけない場合は、法14条第2項の勧告や3項の命令、9項の行政代執行となるわけですが、この勧告以降の措置内容について、協議会で意見や提言をいただくこととなります。

続きまして、計画の4ページのイに特定空家等の種類について説明しています。  
また、お手元の参考資料1-2の空家等対策特別措置法の概要2番目に定義がありますが、その中の二つ目のマルで、「特定空家等とは」がありますので、併せてご確認ください。

この特定空家等ですが、空家法第2条2項で規定していますが、4つの状態にある空き家を言います。

- 1として、倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 2、著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 3、適切な管理が行われないことにより、著しく景観を損なっている状態
- 4、その他、周辺的生活環境の保全を図るための放置することが不適切である状態

この4つのうち、いずれかの状態にあるものをいいます。法で定めております特定空家等はこのようなものですが、市が実際にこれを判断するための基準を決めています。

計画の32ページをご覧ください。表が載せてありますが、これは、平成28年に小諸市が国のモデル事業を活用して作成した判断基準です。

この基準については、長野建設事務所の建築課が主催します、「空き家対策長野地域連絡会」で、標準的な調査基準と位置づけられたことから、長野市も標準的な判断基準として採用しています。

32ページの表は「倒壊等著しく危険となる恐れのある状態」の表ですが、計画の49、50ページをご確認ください。4つの表がありますが、先ほど説明した、4つ、それぞれの状態の判断基準の表となっています。①の倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態は50%以上で特定空家等となります。②から④までは、70%以上が判断基準となります。この基準を踏まえまして、のちほどの議事(2)で特定空家等への個別の措置についてご説明いたします。

資料1に戻りまして、右下の3、空家等対策の本年度スケジュールですが、この空家等対策協議会ですが本年度は本日8月25日の他、12月に開催を予定しています。

空き家ワンストップ相談会ですが、これはそれぞれの団体と『空家等対策に関する協定』を結んだ際に市が実施する相談会への協力を盛り込んでおり、これに基づいて実施しているものです。

第1回の5月は新型コロナの影響で中止となりましたが、先週の8月22日の土曜日の午後を皮切りに年3回開催を予定しております。

その下、特定空家等の調査として、建築士会に、本年度、劣化度Cランクの空き家約230件の調査をお願いする予定です。

また、相続人が多数となる物件の調査として、司法書士会に本年度も調査をお願いする予定です。

その下のオレンジ色の特定空家等への措置として、協議会では、勧告にあたりご意見をいただい

ておりますが、12月までに勧告を行った物件については、資産税課に情報提供し、固定資産税等の小規模住宅用地特例の除外を行うこととなります。

続きまして、資料2-1の空き家等対策の取組状況と令和2年度予定をご覧ください。

これは、今年度の対策の取組を体系別に説明しているものです。併せて、計画の19ページからは、対策の取組方針を明記していますので後ほどご確認ください。

資料2-1に戻りまして、空き家の使用中から空き家状態となり、放置され、除却せざるを得なくなった、というそれぞれの状態に応じて、①の発生の抑制から、⑤の跡地の活用までの5つの取組方針のもと対策を進めております。

まず①の発生の抑制として、空き家化の予防のための住まいの住環境整備の支援として木造住宅の無料耐震診断や耐震改修工事への補助を実施しております。空き家対策を進めるため、空き家を購入後、居住するための耐震改修工事に対しても、昨年度から補助の対象としています。

②の利活用の促進では、人口増推進課で実施している空き家バンクや移住者空き家改修等補助事業です。

長野市の空き家バンクにつきましては、宅建協会にご協力いただいているところですが、平成27年度の事業開始以降、昨年度末までに191件の登録をいただき112件の成約がありました。現在も、ホームページで46件を紹介しています。

移住者空き家改修等補助事業ですが、空き家バンクに登録された物件を、昨年度から、Iターン者限定でなく、UターンやJターンも利用者として拡大し、その方が買ったり借りたりした場合は、補助率2/3以内で中山間地は最大100万円、さらに、それ以外の市街地は50万円の補助を実施しています。このほか、家財の処分についても上限10万円の補助を実施しています。

次に商工労働課で行っています、まちなかパワーアップ空き店舗活用事業補助金ですが、中心市街地にある空き店舗や倉庫を賃貸して出店する場合の改修工事に対し、2分の1で上限30万円、長野駅から善光寺までなど、市が指定する場所では、上限50万円の補助を行っており、昨年まで81件の実績がございました。

次に、市街地整備課で行っております、中心市街地遊休不動産活用事業です。

まず、写真にある、ながの門前まちあるきですが、これは、まちの愛着の醸成、魅力発見、まちづくりプレーヤーの育成を目的として月に2回実施しており、全部で24回。昨年度は21回、134人の参加をいただきました。

今年度は、新型コロナの影響で、4月・5月は開催できませんでしたが、6月から再開しております。このほか、人と人をつなげるためのプラットフォームとして、まちなかの様々な話題を話し合う場として、まち暮らし建物会議というものを、毎週水曜日しております。昨年度の実績としては40回開催しておりました。今年度は、コロナの影響で、今のところ開催できていない状況です。

③の適正管理の促進では、空き家管理でお困りの所有者に対し民間の管理事業者を紹介する、「空き家管理事業者登録・紹介制度」ですが、3月末現在29社を登録し紹介しております。

また、ふるさと納税のメニューの一つとして、シルバー人材センターに空き家管理を作っていたいております。

④の管理不全の解消として、特定空き家等やその予備軍の解消を目的とした老朽危険空き家解体事業補助ですが、上限50万円の補助金を20件分見込んでおります。昨年度までに28件の実績がございました。本年度は、既に10件の交付決定を行っております。また、この解体補助には、低所得者を対象とした上乗せも行っており、上限20万円を上乗せしております。

⑤の跡地の活用では、もう一つの補助金として、空き家解体跡地の利活用を促進するための空き家解体跡地利活用事業補助ですが、空き家解体後、1年以内に住宅や店舗を建設する場合の補助として、上限100万円を補助しています。昨年度までに3件の実績がございました。

④の管理不全の解消に戻りまして、補助金の下、専門家団体と連携した特定空家等の判定では、昨年度、空家等実態調査の結果、劣化度DランクとCランクのうち平地部の調査約520件を調査してまいりました。本年度Cランクのうち、残る中山間地域にある約230件の調査を建築士会に委託して、実施してまいります。

その下、法に基づく措置として、昨年度までに、特定空家等として9件の指導と4件の勧告を行っている他、その横になります。所有者不明の特定空家等の緊急安全措置として、鶴賀居町にあります、所有者不明のお寺に対して、2回の略式代執行を行い、現在解体を完了させています。

ここで、計画の34ページをご覧ください。

マルの2つ目に、所有者が特定できない空家等に対する略式代執行の記載があります。

所有者が特定できない特定空家等で緊急性が高い場合は、相手がわからず指導も命令も出来ませんので、行政において略式代執行により措置を行うことが出来ることとなります。

資料にお戻りいただき、下段、これら5つの取組方針による施策を支える事業として、この空家等対策協議会を開催しています。

次に、お手元に配布しておりますが、長野市が作成いたしました空き家対策のパンフレットなど情報提供による啓発を行っております。このパンフレットですが、インパクトがあるように、フリーのイラストを使わず、すべて自前のイラストを使っています。ページをめくりますと、まず空き家を放置した場合どのように、近隣に迷惑をかけるのかを説明しています。

次のページからは、3ページにかけて「①早めに備えよう」、「②きちんと管理しよう」、「③空き家を利活用・解体しよう」とありますが、相続に関する家族での話し合い、定期的な空き家の管理、管理等が難しい場合の売却や解体をするための支援制度等について紹介しています。

その次の裏表紙をめくったページでは、ためになるコラムとして、特定空家等となった場合で改善されないと、固定資産税等の住宅用地特例が外れること、そして、管理不全が原因で損賠賠償を請求された場合の試算等を紹介するなどの啓発を行い、管理不全の解消を目指しています。

裏表紙では、空き家管理度の簡易チェックシート及び各専門家団体の相談窓口を紹介するとともに、右下QRコードで、パンフレットのページを経由して、市が行っている支援策へ飛ぶようにしています。このパンフレットは各支所及びそれぞれの団体にお配りしておりますが、各団体で必要がありましたらご連絡いただきたいと思います。なお、団体名はパンフレット作成当時のものですので、ご了承くださいと思います。

資料に戻りまして、右側は専門家団体と連携した空き家ワンストップ相談会を実施しています。それから、専門家団体と連携した所有者の特定では、司法書士会のご協力をいただきながら、市の職員では特定が難しい案件の調査を昨年同様行ってまいります。

次に、資料2-2をご覧ください。まず、1として、空家バンク登録物件に付随する農地取得の下限面積の緩和です。この下限面積ですが、農地法では本来、安定した農業経営者に農地利用を集約させるという意味合いから、北海道では2ヘクタール、その他の地域では50アール以上になるという規定があります。

また、市町村の農業委員会が地域の農業経営規模等の状態により、この下限面積を設定できることになっています。

長野市の場合、昨年度まで地区別に10アールから30アールとしており、その中で、新規就農を促進するため中山間地域については一律10アールとしていました。今回の緩和は、昨年、信更地区の田舎暮らしを支援する委員会からの要望を受けまして、人口増推進課が農業委員会に対し、空き家バンクの登録物件に限り、空き家に付随する農地を取得する場合の下限面積緩和を要望し農業委員会で協議していただきました。

この結果、本年4月から、空き家バンク物件に限り、隣接する農地を取得する場合の下限面積が緩和され、1アールとして運用が開始されました。4月15日現在で、空家バンク公開中のもの48件、そのうち農地付の物件8件とありますが、最新で、公開中のもの46件、うち農地付のもの12件が登録されています。なお、1アール以上で10アール未満の農地取得の場合は、農家創設の手続をしなくてもよいとのことです。この空き家に関する農地の下限面積の緩和ですが、周辺市町村では、須坂、高山、信濃町、飯綱町、小川村でも、同様の取り扱いを開始しているようです。

2番目として、三輪支所、人口増推進課、空き家対策室で、県立大学の学生の住居を探す目的として、三輪地区の利活用可能な空き家所有者に、物件をシェアハウス等として貸し出しが可能か、アンケートを実施しています。現在、このアンケートの回答が人口増推進課に届いているので、積極的にアプローチすることとしています。

3番目として、昨年の台風19号災害で大きな被害が出た、長沼・豊野地区で、被災以降も片づけ等を行っていない空き家所有者に家屋の被災状況のお知らせと、市の支援策等の案内を5月に行っています。22件の空き家所有者に通知しましたが1件は使用中、8件がこの通知により公費解体に向け手続きを進めています。

4番目として、県の司法書士会、長野県、空き家対策室が協力して実施しました空き家化防止のための連続講座の実施です。これは、昨年度、国の「空き家対策担い手強化・連携モデル事業」を活用しまして、県司法書士会が実施した事業で、川中島地区をモデル地区として空き家の問題意識を高め、解決を図るための啓発や相続登記の促進を図るための連続講座を計6回実施しました。このほか、2月には、「未来の地域づくり」空き家問題を考えるとしてシンポジウムを実施、東京情報堂の中川寛子先生の基調講演のほか、行政、地域住民を交えたパネルディスカッションを実施しました。

5番目として、建築士会とまちづくり長野が昨年度から行っております、まちなかりノバージョンです。これは、中心市街地の空洞化対策や空き家対策として、西鶴賀地区において、9軒長屋の空き住戸や店舗の改装することで新たな価値を加えてエリア全体の賑わいを取り戻す取り組みを実施しています。今後もセルフリノベーションに向けたワークショップの開催を計画しているそうです。

長野市の空き家対策については以上になります。よろしく申し上げます。

副会長：ただいま事務局から(1)の長野市の空家等対策について説明をいただきました。それでは事務局からの説明をふまえ、ここまででご質問やご意見等がありましたらお願いします。どなたかございますか。よろしいですか。それでは事務局から説明がありました司法書士会の関係で、何か補足することがあればお願いします。

委員C：私はこの川中島の国のモデル事業に関わっていないので何とも申し上げられないのですが、去年は私が担当として相続人の調査をやらせていただきました。あと、私の事務所が三輪地区にありますので、三輪地区のほうではお役に立てるかと思っております。

副会長：ありがとうございました。

資料2-2のまちなかエリアリノベーションに建築士会が関わっておりますので、若干の補足説明をしたいと思います。中心市街地の空家対策として、西鶴賀地区は昔は飲み屋街だったので、今はお店も減って、空き店舗が非常に多いということで、そこを何とかしようという形の中でワークショップを開いて、ワークショップは100人ほど集まって色々なみなさんの意見をいただきながら、町をどうやっていこうか、という話の中で、現在9軒を大家さんから借りて、その9軒をリノベーションしていこうという動きになっております。今コロナの関係でワークショップがなかなか開けない状況で、空き家の片付けまで終わって、少しずつやり始めているところです。現在県立大学の学生さんが、1軒借りて自分で直しながら何とか住んでいるような状況ですが、みなさん力を借りないとなかなかできない部分もあって、それが今止まっているような状況になっています。今後としてはその空き物件を利活用でお店に使いたい、それからシェアハウスにしたいという話もあったので、そのあたりも進めながらお店を出したい人がいればその方を募集しながらその場所を貸し出しをして、建物内をリノベーションしながら賑わいを創出していこうというような動きで進めております。ちょっと補足説明をしました。

あと、みなさんからご意見ございますか。よろしいでしょうか。よろしければ次第の(2)に移りたいと思います。(2)の特定空家等への措置についての議案は個人情報を含みますので、非公開としますので、傍聴の方は退席をお願いします。

(傍聴者退席)

それでは事務局から説明をお願いします。

以降、非公開議事

## 6. 第6回協議会の予定

事務局A：それでは第6回の予定について事務局からご説明申し上げたいと思います。

事務局B：委員の皆様には事前に日程調整をさせていただきました。第6回の協議会ですが、12月16日の水曜日の午後1時30分から、会場は第二庁舎の10階、203会議室で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

## 7 閉 会

事務局A：以上をもちまして第5回長野市空家等対策協議会を終了といたします。本日は長時間に渡りご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

閉会 午後3時15分